

戸籍に記載される振り仮名の通知(ハガキ)が届きます

下川町が本籍の方は、令和7年8月26日以降にお届けの予定です

ハガキに書いている振り仮名が 正しければ手続きは不要です

令和7年5月26日から、戸籍に氏名の振り仮名が記載されることになりました。

〔戸籍法の一部改正を含む「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正をする法律」(以下「改正法」)の施行による。〕

◎本籍地の市区町村長から通知があります

現在、戸籍に記載されることになる氏名の振り仮名をお知らせする通知が随時郵送されています。この通知は本籍地の自治体(※)から送付されます。

下川町を本籍地とされている方には、令和7年8月26日以降に届く予定です。

通知が届きましたら内容をご確認ください。もし認識と違う振り仮名が記載されていた場合は、届出を行ってください。

通知の振り仮名が正しい場合、届出は不要です。通知に記載された振り仮名が令和8年5月26日以降そのまま戸籍に記載されます。

(※) 令和7年5月26日以降に転籍等で異動された方は、従前の本籍より通知がされます。

◎氏名の振り仮名の届出

通知の振り仮名がご自身の認識と違っている場合は必ず届出をしてください。

届出が可能な期間は令和8年5月25日までです。

届出の方法は、次になります。ハガキの「振り仮名の届出の方法について」をご確認ください。

【1】マイナポータルによる届出

【2】窓口・郵送での届出

◎その他

ハガキの通知は、令和7年5月26日を基準として8月12日にデータを作成しています。この前後に戸籍の届出をして変動があった方については、通知に反映されていないことがありますので、ご承知ください。

【参考・お問い合わせ】

法務省ホームページ：「戸籍にフリガナが記載されます」<https://www.moj.go.jp>

振り仮名コールセンター：0570-05-0310 受付8:30~17:15

役場町民生活課総合窓口係：TEL 01655-4-2511 内線 116・117

